

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

女性職員が職業生活において、より一層活躍できる職場環境の整備を行うために、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

## 1 計画期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間

## 2 目標及び取組内容

### 目標1 管理監督職に占める女性職員の割合を35%以上維持する

(取組)

- 優秀な女性職員について、より一層積極的に管理監督職に登用する。

### 目標2 仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備

(取組)

- 育児休業制度、育児短時間勤務制度、子の看護のための休暇制度、介護休暇制度などの諸制度を周知・啓発を図る。
- 職員が働きやすい職場環境づくりに努める。
- 超過勤務縮減にむけた意識啓発を行い、計画的かつ効率的な業務の遂行を図る。